

みんなの税金

はじめに

日本の税金制度は、国が課税する「国税」と、都道府県や市町村が課税する「地方税」で構成されています。

税金は、高岡市の道路・公園の整備、小中学校や市営住宅の運営、ごみの処理、消防や救急活動など、まちづくりや市民サービスに使われます。

公共サービスの質を維持するために、税金を期限内に納めるようご協力をお願いします。

納期限までに納付しましょう

【納税課：☎0766-20-1276】

- ・税金ごとに納期限が決まっています。（裏表紙）
- ・納付書を持って、金融機関またはコンビニエンスストア、納税課で納めてください。詳しくは納付書に書いてあります。
- ・納付書をなくした場合は、再発行します。
- ・安心・便利な口座振替をご利用ください。
- ・納付書に印字されている「地方税統一 QR コード（eL-QR）」をスマートフォン決済アプリで読み取って納付できます。
- ・パソコンやスマートフォンで、「地方税お支払サイト」から、納付書に印字された「地方税統一 QR コード（eL-QR）」を読み取ったり、「eL 番号」を入力したりすることで納付できます。



地方税お支払サイト



決済アプリ一覧

個人市民税・県民税（森林環境税）

【市民税課：☎0766-20-1257】

1月1日に高岡市にお住まいの人で、前年に所得がある人が納める税金です。税額は、前年1月から12月までの所得などで決まります。

納め方は普通徴収と特別徴収のどちらかです。

普通徴収

納付書や口座振替で納税義務者自身が納める方法

特別徴収

会社が毎月の給与支払い時に徴収し、納税義務者の代わりに納める方法

重 要

出国する場合

納税通知書の受取りや納付ができなくなる場合は、「納税管理人」を決めて、市民税課に申請してください。

退職する場合

毎月の給与から個人市民税・県民税を徴収されている人は、残りの税額を最後の給与から一括徴収してもらうよう会社に伝えるか、後日届く納付書で納めてください。

固定資産税

【資産税課：☎0766-20-1267（土地）、☎0766-20-1274（家屋）】

毎年1月1日現在で高岡市内に土地、家屋及び償却資産を所有している人が納める税金です。

軽自動車税（種別割）

【市民税課：☎0766-20-1263】

毎年4月1日にバイクや軽自動車などを所有する人が納める税金です。税額は車種によって違います。

軽自動車税（種別割）の申告手続

バイクや軽自動車などを廃車、売却、人へ譲る時、盗まれた時、また市外へ転出する時には、30日以内に市民税課へ申告してください。申告しないと、軽自動車税（種別割）がかかり続けます。また、4月2日以降に廃車などをしても、その年度の税金は納める必要があります。

国民健康保険税

【保険年金課：☎0766-20-1357、0766-20-1374】

日本では、全ての人が健康保険に加入しなければなりません。職場で加入していない人は、国民健康保険に加入してください。加入月から世帯主に保険税が課税されます。税額は、前年の1月から12月までの所得などで決まります。この制度により、病気やケガをしたときに少ない自己負担で医療を受けられます。なお、職場の健康保険に加入したときは、国民健康保険の脱退手続が必要です。

証明書が必要なとき

【市民税課：☎0766-20-1263】

課税証明書や納税証明書などを市民税課、各支所で発行します。発行するときに必要なものは、本人確認書類（在留カード、マイナンバーカード、運転免許証、パスポートのうち1点）、手数料（1通につき300円）です。

納期限までに納付ができないとき

【納税課：☎0766-20-1277】

病気や失業などの理由で納期限までに納付ができないときは納税課に相談してください。事情に応じて納税猶予の申請、納期限の延長、分割納付など納付方法の相談を受けています。（原則1年以内で完納する計画が必要です。）



また、仕事などで平日の納付や相談ができない人は、休日・夜間納税相談窓口をご利用ください。日程は、市ホームページや広報紙で確認してください（完全予約制）。

【休日・夜間相談窓口】

納期限までに税金を納めなかったら

【納税課：☎0766-20-1277】

督促状（はがき）が届きます。



督促状1通につき、督促手数料100円が徴収されます。

督促状の納期限を過ぎても納付がない場合、財産に関する情報（給与など）を調べ、財産を差押えます。（※勤務先へ連絡する場合があります）

※納期限までに税金を納めないと、延滞金が加算される場合があります。

納期一覧

納期月 税目	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
個人市民税・県民税 （森林環境税）			1期		2期		3期			4期		
固定資産税	1期			2期					3期		4期	
軽自動車税（種別割）		全期										
国民健康保険税				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	

※ 納期限は納期月の末日（12月は25日／土日祝日の場合は翌営業日）

外国人のための生活相談コーナー

通訳がいますので、日本語が分からない人はご利用ください。

月曜日から金曜日…市役所1階ロビー

言語	時間	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
ポルトガル語	8:30 から 12:00	○	○			
	13:00 から 17:15	○	○	○	○	○
中国語	14:00 から 16:00			○		
ベトナム語	8:30 から 12:00	○				

※ほかの言語は、機械で翻訳します（ポルトガル語と同じ曜日、時間帯です）。